

事務連絡
令和2年2月12日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について（周知）

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症につきまして、「令和2年1月31日付事務連絡」のとおり、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用に係る閣議了解について、周知させていただいたところです。

本件に関し、当該感染症の感染者が多数に上っている現下の状況に鑑み、本日、閣議了解の変更がなされました。これを受け、同日、法務大臣により下記のいずれかに該当する外国人の方を、当面の間、本邦への上陸禁止対象者に追加することが決定されました。この措置は、令和2年2月13日（木）午前0時（日本時間）より実施されます（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象とされません。）。

1. 本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国浙江省に滞在歴がある外国人
2. 浙江省で発行された中華人民共和国旅券を所持する外国人

貴団体等におかれましては、本連絡につき、傘下事業者等に再度周知いただくとともに、既に事前の健康チェックを実施されている事業者における更なるチェックの徹底など、傘下事業者等におけるより一層の感染症対策への取組みの推進をよろしくお願いたします。

(参考)

○令和2年2月12日法務省プレスリリース

(新型コロナウイルス感染症に関する取組について)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00114.html

○出入国管理及び難民認定法

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

(中略)

十四 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

電話：03-5253-8111(代表)

国土交通省海事局安全政策課

宮岡 miyaoka-s2wr@mlit.go.jp

澤本 sawamoto-t2b2@mlit.go.jp

脇野 wakino-s2nx@mlit.go.jp

国土交通省海事局船舶産業課

峰岸 minegishi-t2gw@mlit.go.jp

松尾 matsuo-r27v@mlit.go.jp

国土交通省海事局外航課

永井 nagai-t29n@mlit.go.jp

国土交通省海事局検査測度課

野宮 nomiya-m2ni@mlit.go.jp

大江 ohe-k2x7@mlit.go.jp

国土交通省海事局海洋・環境政策課

鈴木 suzuki-t2bu@mlit.go.jp

滝沢 takizawa-f2eh@mlit.go.jp

国土交通省海事局船員政策課

田口 taguchi-y25x@mlit.go.jp

速水 hayami-a57ru@mlit.go.jp

【別記】

一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループリミテッド
CCS
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
全日本海員組合

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔 令和 2 年 2 月 12 日
閣 議 了 解 〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に
関する政府の取組について（令和2年2月6日閣議了解）5に基づき、
閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区（以下「省等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1及び2に基づく取扱いについては、2月13日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

[トップページ](#) > [広報・報道・大臣会見](#) > [プレスリリース](#) > [令和2年のプレスリリース](#) > [新型コロナウイルス感染症に関する取組について](#)

報道発表資料

令和2年2月12日
 出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症に関する取組について

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、2月12日の閣議了解及び同日の新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受け、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加えて、2月13日午前0時から、同国浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された同国旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象となります。

- 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関して、法務大臣は、令和2年1月31日の閣議了解に基づき、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとしています。
- 2月12日の閣議了解及び新型コロナウイルス感染症対策本部による公表を受け、法務大臣は、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等に加えて、次の外国人について、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当するものとして、上陸を拒否することとします。
 - 本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国浙江省に滞在歴がある外国人
 - 浙江省で発行された中華人民共和国旅券を所持する外国人
- 上記2の措置は、令和2年2月13日午前0時(日本時間)から実施します(ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としません。)
- 法務省としては、今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止すべく、水際対策を強化していきます。

[令和2年2月12日閣議了解「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」](#) [PDF: 72KB]



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
 リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

[広報・報道・大臣会見メニュー](#)

[大臣会見等](#)

[プレスリリース](#)

- [令和2年のプレスリリース](#)
- [平成31年・令和元年のプレスリリース](#)
- [平成30年のプレスリリース](#)
- [平成29年のプレスリリース](#)
- [平成28年のプレスリリース](#)
- [平成27年のプレスリリース](#)
- [過去のプレスリリース](#)

[法務省ソーシャルメディア公式アカウント](#)

[パンフレット・リーフレット・ポスター](#)

[法務省だよりあかれんが](#)

[作品・写真等](#)

[主な法務省主催イベント](#)

[もっと知ってほしい！法務省動画](#)

その他のメニュー

- [大臣・副大臣・政務官](#)
- [法務省の概要](#)
- [所管法令等](#)
- [資格・採用情報](#)
- [政策・施策](#)
- [政策評価等](#)
- [パブリックコメント](#)
- [省議・審議会等](#)
- [白書・統計・研究](#)
- [予算・決算](#)
- [政府調達情報](#)
- [情報公開・公文書管理・個人情報保護](#)
- [行政手続の案内](#)
- [法令適用事前確認手続](#)
- [オンライン申請](#)
- [ご意見・ご提案](#)
- [相談窓口](#)
- [その他](#)

○ 入国管理の更なる強化

出入国管理及び難民認定法に基づく上陸拒否の対象を拡大し、水際対策を強化して感染拡大を防止する。

1. 新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高いものとして、本邦への上陸申請日前14日以内に、中華人民共和国湖北省に滞在歴がある外国人等¹に加え、浙江省に滞在歴がある外国人及び同省で発行された旅券を所持する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする²。
2. また、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、特段の事情がない限り、上陸拒否の対象とする³。

¹ 国家安全保障会議決定及び閣議了解（令和2年1月31日）。

² 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

³ 令和2年2月13日午前0時（日本時間）から実施。